

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 サトー商会
代表者名 代表取締役社長 佐藤 正之
(J A S D A Q ・ コード 9996)
問合せ先 役職 専務取締役管理総務担当
氏名 玉根 裕
電話 022-236-5600

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の変更を行うものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 20 条(取締役会の設置) 第 33 条(監査役および監査役会の設置) 第 45 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主様に提供したものとみなすことができるよう、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第 426 条第 1 項および会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役、監査役及び会計監査人の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議により免除できる旨、第 29 条(取締役の責任免除) 第 40 条(監査役の責任免除)および第 49 条(会計監査人の責任免除)を規定するものであります。

新たに单元未満株式を有する株主様の「買増制度」を採用することとし、第 9 条(单元未満株主の売渡請求)を新設するものであります。

单元未満株主について行使することができる権利を定めるために、第 10 条(单元未満株主の権利制限)を新設するものであります。

上記のほか、会社法に対応するため、引用条文・用語・表現等全般にわたり、所要の変更を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日

以上

新「会社法」による定款改訂(案)

現行定款	改訂(案)
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社サトー商会と称し英文ではSatoh&Co.,Ltd.と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 製菓製パン材料、学校給食資材、ホテル、レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売 (2) 製菓製パン等の食品加工機械および器具等の販売 (3) 倉庫、運輸業 (4) 損害保険代理業 (5) 菓子店等のインテリア内装工事 (6) 不動産賃貸業 (7) 前各号に付帯又は関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 <u>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、23,024千株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社サトー商会と称し英文ではSatoh&Co.,Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 製菓製パン材料、学校給食資材、ホテル、レストラン等の外食資材、小売店向け惣菜等の販売 (2) 製菓製パン等の食品加工機械および器具等の販売 (3) 倉庫、運輸業 (4) 損害保険代理業 (5) 菓子店等のインテリア内装工事 (6) 不動産賃貸業 (7) 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。 <u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、23,024千株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>

現行定款	改訂(案)
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 2 当社は、1単元未満の株式については株券を発行しない。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(端株の原簿不記載)</p> <p>第8条 当社は、1株未満の端数については、これを端株として端株原簿に記載しない。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2 前項の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</p> <p>【削除】</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)・株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿・株券喪失登録簿・新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増しその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿・株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、買増しその他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等及び手数料は法令ま</p>

現行定款	改訂(案)
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社の毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>【新設】</p> <p>(総会の議決方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の議決方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うものとする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに会社に提出しなければならない。</p>	<p>たは定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	改訂(案)
<p>(総会の議事録) 第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>【新設】</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会で選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、その就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。 2 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 3 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をなし、またはなすおそれがあると認められるときは、取締役会の招集を請求することができる。</p> <p>【新設】</p>	<p>(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第20条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>【削除】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	改訂(案)
<p>(取締役会の決議の方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>【新設】</p> <p>(取締役会の権限) 第23条 取締役会は、法令の定めるところにより、当社の業務執行を決議し、取締役の職務の執行を監督する。 2 監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 当社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第266条第12項、同条第17項および同条第18項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名捺印する。</p> <p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>【削除】</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償の責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名捺印をする。</p> <p>(取締役会規程) 第31条 取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	改訂(案)
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>【新設】</p> <p>(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は株主総会で選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。 3 監査役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第30条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、その就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。 3 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、互選をもって常勤監査役を選任する。</p> <p>【新規】</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第33条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第34条 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任) 第35条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>【削除】</p> <p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p> <p>【3項：削除】</p> <p>(常勤監査役) 第37条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</p> <p>(招集権者) 第38条 監査役会は、各監査役が招集する。</p>

現行定款	改訂(案)
<p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の権限) 第34条 監査役会は、監査報告書の作成、会計監査の選任に関する議案の同意、その他法令に定める権限を有するほか、その決議によって、監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、各監査役の権限の行使を妨げることとはできない。</p> <p>(監査役会の責任免除) 第35条 当社は、監査役会の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により商法第280条第1項の準用する商法第266条第18項の規定により読み替えて適用する同条第12項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>【新設】</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役が記名捺印する。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の報酬および退職慰労金) 第39条 監査役会の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議で定める。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>【削除】</p> <p>(監査役会の責任免除) 第40条 当社は、取締役会の決議によって監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第423条第1項の規定により、社外監査役との間について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第42条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役が署名または記名押印する。</p> <p>(監査役会規程) 第43条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の報酬等) 第44条 監査役会の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	改訂(案)
<p>(決算書類)</p> <p>第41条 取締役社長は、毎決算期に次の書類およびその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 営業報告書 (4) 利益処分または損失処理に関する議案</p> <p>2 前項の書類は、監査役のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第42条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5</u>に定める金銭の分配(以下中間配当金という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥)</p> <p>第44条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の利益配当金および中間配当金には利息を<u>つけない</u>。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>第1条 平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に存在する監査役の任期については、第31条中「<u>就任後4年内</u>」とあるを「<u>就任後3年内</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>【削除】</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第51条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>剰余金の配当</u>(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第52条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>(以下「<u>中間配当金</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第53条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を<u>付けない</u>。</p> <p>【削除】</p>